

[事案 30-245] 契約無効請求

・令和元年 7 月 22 日 裁定不調

<事案の概要>

満期時に 1,100 万円が下りる旨の説明を受けて契約したこと等を理由に、契約の無効または保険金 1,100 万円の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年 8 月に転換により成立した終身保険について、以下の理由により、満期保険金 1,100 万円を支払うか、転換前契約を含む全ての契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 職場に突然現れた募集人から「今月のノルマが達成できない、満期に 1,100 万がおりるから（契約してほしい）」と泣きつかれて契約した。
- (2) 募集人は契約内容についての説明をせず、約款の交付も行わず、強引に署名を求め、印鑑を勝手に購入のうえ押捺して、手続きを進めた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、満期保険金 1,100 万円が支払われる旨の説明はしていない。
- (2) 募集人が、約款を交付しなかったこと、および、印鑑を購入して申込書に押捺したことは認める。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が募集人から満期保険金 1,100 万円が支払われる旨の説明を受けたとは認められず、本契約以前の契約が無効となるべき事情は認められないが、約款を契約者に対して交付することは募集人の基本動作であり、また、契約者姓の印鑑を購入して申込書に押印するような行為は募集人としてあってはならないこと等から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。